

山武市行財政改革外部評価委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会場受付において、傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い待機してください。
- (2) 受付は先着順に行いますが、傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選により決定いたします。
- (3) 傍聴者として決定された方は、係員の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴者の順守事項

傍聴者は、会議を傍聴する際には、次の事項を遵守してください。

- (1) 委員会の長の指示に従い、静粛に傍聴すること。
- (2) 委員の発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明したり、委員の発言を求めたりしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙等をしないこと。
- (4) 委員会の長の許可を得ない限り、写真撮影、録音、録画等をしないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴をするにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が「2 傍聴者の順守事項」に違反したときは、退場していただくことがあります。